

冷蔵倉庫協会発第 134 号
2024(令和 6)年 2 月 14 日

寄託者各位

(一社) 日本冷蔵倉庫協会
会長 浜田晋吾



労務費等の高騰に伴う冷蔵倉庫料金改定に対するご協力のお願い

向春の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会会員事業者に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年来より政府が経済界に対し、積極的に労務費底上げ要請を行っていること、また、総労働時間規制及び労働集約型事業の労働力不足が、物流業界の業務に大きな影響を及ぼしている実情は、既にご承知のことと存じます。

こうした状況を背景に、当協会会員事業者におきましても、政府の要請に応えるべく、経営の効率化等を通じ、労務費等の原資の捻出に努めて参りました。しかしながら、設備修繕費をはじめ諸経費高騰の影響により、自助努力のみでは到底賄うことが出来ず、甚だ遺憾ではありますが、倉庫料金の改定に抛らざるを得なくなって参りました。

政府及び公正取引委員会におきましても、この窮状を改善すべく、平成 16 年に指定した「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法(物流特殊指定)」に基づく、「円滑な価格転嫁の実現に向けて」を通じて「荷主と物流事業者との不公正な取引方法の規制」を行っています(令和 5 年 3 月 15 日発出)。これにより寄託者(荷主)の皆様にも冷蔵倉庫事業者から労務費等の価格転嫁要請があった場合には、交渉に応じて頂くことが求められています。

寄託者の皆様におかれましても、経営環境はより一層厳しさを増しておられることと存じますが、当協会会員事業者より料金改定のお願いがあった際には、何卒、ご理解とご賢察をもってこれにお応え下さいます様、改めてお願ひ申し上げます。